平成２４年（フ）第３４７１号
東京都板橋区栄町30―20―201
債務者　足立　　操
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４７２号
東京都品川区南大井１丁目８―23―301
債務者　石塚　道子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８２号
東京都北区志茂２丁目51―２―202
債務者　小澤　候次
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８４号
埼玉県川口市大字安行慈林617―１
債務者　野呂　　修
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８５号
東京都小平市大沼町２丁目396―108
債務者　日高　國昭
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８６号
東京都小平市大沼町２丁目396―108
債務者　日高　郁子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８８号
東京都葛飾区鎌倉１丁目９―５―101
債務者　平井　弘恵
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８９号
東京都葛飾区東堀切１丁目10―10―403
債務者　内田　　勝
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４９０号
東京都東久留米市浅間町３丁目２－９―101
債務者　川村　　洋
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４９２号
千葉県浦安市美浜２丁目９―407
債務者　高橋　雅佳
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４９３号
東京都江戸川区西小岩５丁目10―４　さつき荘
債務者　青木　勝夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４９６号
埼玉県戸田市川岸１丁目11―６―203
債務者　伊藤　貴一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５００号
東京都世田谷区代田３丁目27―24―101
債務者　青柳　良美
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５０１号
東京都渋谷区千駄ケ谷４丁目21―２―103
債務者　熊谷　和子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５０４号
東京都江戸川区松島４―１―14　原方、住民票上の住所東京都江戸川区下篠崎町８―８
債務者　松崎　寿夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５０８号
東京都江東区木場３丁目６―３―514
債務者　雨澤　千治
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部